

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島原地域広域市町村圏組合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減させるための適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島原地域広域市町村圏組合

公表日

平成27年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び介護保険条例に基づき、実施する介護保険事業に関する事務であって、主務省令で定める事務 (主な事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険資格の取得、喪失の決定に関する事務 ○ 介護保険料の賦課、徴収に関する事務 ○ 介護認定に関する事務 ○ 介護保険給付に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第1の68の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事項を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、94、95、117の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第2条第1項、第5項、第3条第1項、第5項、第6条第1項、第4項、第19条第1項、第25条第3項、第30条第8項、第32条第1項、第2項、第3項、第33条第5項、第43条第3項、第44条第1項、第47条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法第19条第7号並びに別表第2の93、94の項 ○ 別表第2省令第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島原地域広域市町村圏組合 介護保険課
②所属長	介護保険課長 尾藤正則
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 〒859-1492長崎県島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階 TEL0957-61-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 〒859-1492長崎県島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階 TEL0957-61-9101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる